

議員提出議案第 1 1 号

富山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び富山市議会会  
議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 1 1 日

提出者	富山市議会議員	久	保	大	憲
	〃	村	家		博
	〃	堀	江	かず	代
	〃	村	石		篤
	〃	赤	星	ゆかり	
	〃	橋	本	雅	雄
	〃	上	野		蛭
	〃	金	井	毅	俊
	〃	大	島		満
	〃	五	本	幸	正
	〃	高	見	隆	夫

富山市議会議長  
舎 川 智 也 様

富山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
制定の件

富山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

富山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
富山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年富山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（交付の額の特例）

2 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「150,000円」とあるのは、「75,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。